

特定健康診査・特定保健指導

事業の目的及び運用の方針

一般財団法人北陸予防医学協会は、社会の保健福祉の向上に貢献し、総合的健康サービス機関として、「高齢者の医療の確保に関する法律」にもとづく特定健康診査・特定保健指導を推進するとともに、常に質の高い健診と保健サービスを提供することに努めます。

生活習慣病予防に対する保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことです。

特定健康診査では、主として内臓脂肪の蓄積に着目し、健診によって対象者の持つリスクの数に応じた個別の保健指導につながるよう、保健指導対象者の抽出を行うことを目的としています。

特定保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して体の変化に気付き、自らの生活習慣を振り返り、生活習慣を改善するための行動目標を設定・実践でき、そのことにより対象者が自分の健康に関するセルフケア（自己管理）ができるようになることを目的とします。また、健康診査の結果、特に生活習慣病の疑われる方に対し、重症化や合併症の発症を予防するための保健指導を行い、適切な受診行動につながるよう努めます。

特定保健指導の運営等に関し、利用者の利便性に配慮した保健指導を実施するなど対象者のニーズを踏まえた対応や、保健指導サービスの質の向上を図り、「特定保健指導の事業運営についての重要事項に関する規定」を作成し、平成30年4月厚生労働省健康局「標準的な健診・保健指導プログラム(平成30年度版)」、2020年3月厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第3.1版)」に定める内容の保健指導を適切に実施いたします。

一般財団法人 北陸予防医学協会
令和2年7月7日